

市立長浜病院診療支援棟
アンギオ室等設置改修工事
設計業務委託仕様書

市立長浜病院 事務局 経営企画課

I 業務概要

1. 委託番号 令和5年度 長病経企第545号
2. 委託名称 市立長浜病院診療支援棟アンギオ室等設置改修工事設計業務委託
3. 委託期間 契約締結の翌日から、令和5年8月25日まで

4. 計画概要

- (1) 施設名称 : 市立長浜病院
- (2) 敷地の場所 : 長浜市大戌亥町
- (3) 施設用途 : 総合病院
- (4) 敷地の概要 : 敷地面積 57,566.42 m²
用途地域 都市計画区域、近隣商業地域 (80/300)
- (5) 施設の概要 : 本館 (高層棟・低層棟)
竣工年 : 平成8年5月
構造・規模 : RC造一部SRC造7階建て
延床面積 : 32,836.90 m²
別館 (療養棟)
竣工年 : 平成14年2月
構造・規模 : RC造3階建て
延べ床面積 : 8,212.46 m²
診療支援棟 【今回工事対象建物】
竣工年 : 平成27年8月
構造・規模 : S造4階建て
延べ床面積 : 5,333.57 m²
- (6) 工事の概要 : 市立長浜病院診療支援棟アンギオ室等設置改修工事 (別添 計画図参照)
診療支援棟の4階にある将来用予備スペース (内装未着手部分) において、間仕切等を設置し新たにアンギオ室、操作室、その他諸室を新設、またそれに伴う電気設備工事、機械設備工事を対象とする。

II 業務内容

1. 業務全般

- (1) 本設計業務委託は建築士法による建築士の業務に基づき全責任をもって設計するので、関係法令及びこれに基づく条例規則等の規定・各標準仕様書・本仕様書及び契約書を遵守し業務を行うものとする。
- (2) 本仕様書に記載されている事項に伴う費用は、本設計業務委託に含むものとする。

2. 調査業務

(1) 既設建物調査

既存建物及び計画部分について十分調査を行い、既存の構造や設備、設備系統の現況についても十分に調査を実施すること。

(2) 施工影響調査

本改修工事は病院を運営しながらの工事となるため、病院運営に支障となるような部分を調査し、工事施工時の病院への影響が最小限となるように検討する。

(3) アスベスト調査

既存建築物のアスベスト含有調査については、大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、その他石綿処理に関する法令等に基づき、施工にかかわるすべての建材（材料）について実施すること。

調査方法は、既設図書の確認や改修履歴の確認による書面調査、現地にて目視による現地調査アスベスト含有の可能性のある建材については定性分析調査（JIS A 1481 規格群：定量分析まで）を行うこと。分析調査対象は**5検体**を見込むこと。なお、アスベストの有無の確認については、建築物石綿含有建材調査講習登録規定（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号）に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者またはこれらの者と同等以上の能力を有すると認められるものによることが望ましい。

3. 業務条件

- (1) 本改修工事は、診療支援棟の 4 階にある将来用予備スペース（内装未着手部分）に新たにアンギオ室等の診療スペースを設置するため、現状の予備スペースを十分調査し、また既存の竣工図等とも照合し病院が求める空間を提供するため、各種遺漏のないよう各施設管理者・監督職員と協議し業務を進めること。
- (2) 改修工事の工事費（建築、電気、設備を含む。）は、病院が求める機能を確保しつつ可能な限り縮減を図るものとする。
- (3) 敷地全体の利用計画や動線計画について、当該工事の施工中を含めて検討した上で改修工事部分までの工事動線や工事ヤードについて仮設計画を検討し、監督職員と協議し案を特定した後に設計に含めること。
- (4) 工事手順および各段階における仮設計画を立案すること。なお、立案に当たり既存病院等が稼働している状況であることを考慮するとともに、各施設管理者や医療スタッフを中心としたグループへのヒアリングを実施し計画を調整すること。
- (5) 敷地に関する規制内容やインフラ整備状況について、現地調査の実施や施設管理者への聞き取り等を十分に実施した上、関係機関に対し確認、協議をすること。
- (6) 業務の進捗に合わせ、適宜、病院側に計画の説明を行い設計を進めること。
- (7) アンギオ室においては装置機器メーカーと十分協議の上設計を進めること。

Ⅲ 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は「公共建築設計業務委託共通仕様書（最新版）」および「建築工事設計図書作成要領（別添資料）」による。

1. 設計業務の内容及び範囲

実施すべき設計業務は以下の設計に関する i 標準業務 及び ii 追加業務とする。

i 標準業務

項 目		業務内容
要求等の確認	建築主の要求等の確認	設計に先立ち又は設計期間中、建築主の要求等を再確認し必要に応じ、設計条件の修正を行う。（院内調整等に参画する。）
	設計条件の変更等の場合の協議	設計期間中の状況の変化によって、建築主の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変更が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、建築主と協議する。
法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ	法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、計画の内容に即した詳細な調査を行う。
	建築確認申請に係る関係機関との打ち合わせ	設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打ち合わせを行う。
設計方針の策定	総合検討	計画に基づき、意匠、構造及び設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。
	設計のための基本事項の確定	設計期間中に検討された事項のうち、建築主と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、計画の内容に修正を加える必要があるものを整理し、設計のための基本事項を確定する。
	設計方針の策定及び建築主への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、設計方針を策定し、建築主に説明する。

設計図書の作成	設計図書の作成	設計方針に基づき、建築主と協議のうえ、技術的な検討、予算との整合の検討を行い、設計図書を作成する。なお、設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、使用、工事材料、設備機器等の種別、品質及び特に指定する必要がある施工に関する情報（工法、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的に表現する。
	建築確認申請図書等の作成	関係機関との事前打ち合わせ等を踏まえ、設計に基づき必要な建築確認申請図書等を作成する。
概算工事費の検討		設計図書の作成が完了した時点において、当該設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。
設計内容の建築主への説明等		設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また設計図書の作成が完了した時点において、設計図書を建築主に提出し、設計意図及び設計内容の総合的な説明を行う。

ii 追加業務

1) 成果図書に基づく積算業務（建築、電気設備、機械設備）

積算数量算出書（調書・集計表）の作成、複合単価表（単価作成資料）の作成、金入り工事内訳書の作成、見積徴収、見積比較表等の作成

※成果品としてデータ及び紙ベースで提出のこと。

2) 概略工事工程表の作成

3) 現況現地調査業務（アスベスト事前調査、分析調査含む）

4) 医療法申請に伴う添付図書作成

5) 施設管理者又は使用者等との協議・調整（病院及び医療機器メーカーとの協議等）

6) 放射線防護検討業務

2. 設計業務の実施

(1) 一般事項

- ・ 本設計業務は、委託仕様書、計画平面図及び適用基準等に基づき実施すること。
- ・ 積算業務は監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき実施すること。
- ・ 労務費は令和5年度公共工事設計労務単価を採用すること。

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出すること。

- ・ 業務着手時
 - ・ 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- (3) 適用基準等
- 特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとし、何れも最新版を採用すること。
- (共通)
- ・ 官庁施設の基本的性能基準
 - ・ 官庁施設の基本的性能に関する技術基準
 - ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
 - ・ 官庁施設の環境保全基準
 - ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
 - ・ 公共建築工事積算基準
 - ・ 公共建築工事標準単価積算基準
 - ・ 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
 - ・ 官庁施設の環境保全性に関する基準（グリーン庁舎基準）
 - ・ 滋賀県「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」
- (建築)
- ・ 建築設計基準
 - ・ 建築工事設計図書作成基準
 - ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
 - ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- (建築積算)
- ・ 公共建築数量積算基準
- (設備)
- ・ 建築設備設計基準
 - ・ 建築設備工事設計図書作成基準
 - ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備、機械設備 工事編）
 - ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備、機械設備 工事編）
 - ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備、機械設備 工事編）
- (設備積算)
- ・ 公共建築設備数量積算基準
- (4) 資料の貸与及び返却貸与可能図書は次のとおり
- ・ 「診療支援棟整備工事」 竣工 図面一式
 - ・ 「市立長浜病院新築工事」 竣工 図面一式
- (5) 成果物の提出場所及び期限

提出場所：長浜市大成亥町 313 番地 市立長浜病院経営企画課施設管理係
提出期限：令和 5 年 8 月 25 日（金）

(6) 成果物の取り扱いについて

当該設計に係る著作権は、市立長浜病院に帰属する。

成果品 CAD データについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用する。

3. 成果品リスト

成果品名	概要	提出部数
設計図 (※ 図面リスト)	製本 A1 二つ折り	3部
	製本 A3縮小 二つ折り	6部
積算図書	積算数量算出書 (単価表、代価表含む。)	各1部 (Excelデータとも)
	見積書比較表 (参考見積書 原則3部を含む。)	
	単価作成表、代価表	
	工事費内訳書(金入り・金抜き)	
概略工事工程表		1部
計算書	床構造検討書(計算書) 設備設計計算書	各1部
各種申請書, 届出書	関係法令等に基づく申請図書、届出等	1部
協議記録、打合せ記録	(関係官公署 他)	1部
各種資料	放射線防護検討書	各2部
	医療法申請に必要な添付図書	
	新規備品類の購入検討書	
	各種技術資料	
調査結果報告書	既存建物アスベスト調査結果	各2部
	各種調査結果	
図面データ	CADデータ(DWG、JWWとも) PDFデータ形式	各1部
電子データ	成果品のデータを収納した、タブレット(Apple iPad Air 10.9インチ 第5世代 64GB)、およびDVD-R	各1

※ 図面リスト

図面の種類	図面名
a. 建築（総合）設計図	1) 表紙・図面目録 2) 特記仕様書 3) 仕上表 4) 面積表及び求積図 5) 附近見取図（敷地案内図） 6) 配置図 7) 平面図 8) 断面図 9) 矩計図 10) 展開図 11) 天井伏図 12) 平面詳細図 13) 部分詳細図（断面含む） 14) 建具表 15) 家具図 16) 各種詳細図 17) 仮設計画図 18) 参考図（現況）
b. 設備設計図	電気設備 1) 特記仕様書 2) 受変電設備図 3) 非常電源設備図 4) 幹線系統図 5) 電灯コンセント設備平面図 6) 動力設備図 7) 通信・情報設備系統図 8) 通信・情報設備平面図 9) 放送設備系統図 10) 放送設備平面図 11) 火災報知等設備系統図 12) 火災設備等設備平面図 13) その他設置設備設計図 14) 屋外設備図 15) 各種詳細・姿図

